



# 古川法務 大臣が公務で本市を初訪問

◎問い合わせ 秘書広報課 ☎23-3174

古川禎久法務大臣が11月25日、都城市役所を訪問し、池田市長と「所有者不明土地の解消」や「再犯防止対策」などについて意見交換を行いました。

## 法務行政への協力を要請

所有者が分からず、連絡が取れない土地は、日本全国の土地の約2割に及ぶとされ、災害復旧や公共事業などの妨げになるなど社会問題化しています。

このことについて、古川法務大臣から、2024年に義務化される相続登記申請など、所在者不明土地の解消に向けた国の取り組みについて説明がありました。池田市長は、おくやみハンドブックなど本市の取り組みを説明。相続する土地などの固定資産の相談窓口や、手続き方法などを紹介している旨を話しました。

また、刑法犯が減少傾向にある一方、再犯率が高い水準で推移していることを受けて、犯罪をした人の立ち直りを社会全体で支える取り組みについても話し合いました。

## 連携強化を確認

最後に、古川法務大臣は「市民の皆さんへの周知など、なお一層の協力をお願いしたい」と求めました。池田市長は「国と連携して課題解決に取り組んでいく。住民周知などもしっかりと協力していきたい」と力を込めました。